

船舶インシデント調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年10月28日 14時00分ごろ
発生場所	岩手県山田町山田港北東方沖 鮎ヶ崎灯台から真方位115° 2海里付近 (概位 北緯39° 32.0′ 東経142° 06.5′)
インシデントの概要	漁船裕正丸は、帰航中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年7月6日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 裕正丸、15トン IT2-4093（漁船登録番号）、個人所有 昭和63年3月（進水年月）、第212-14140号（船舶検査 済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長が操船して主機を回転数毎分約1,400にかけ、約8ノットの対地速力で漁場から山田港に向けて帰航中、主機が異音を発するとともに停止した。</p> <p>本船は、船長が、主機を点検したものの、異常箇所が分からず、再度始動しようとしたが、始動できなかつたので、僚船に漁業無線で救助を要請し、来援した僚船にえい航されて山田港に帰港した。</p> <p>船長は、本インシデント当時、主機が停止するまで警報音を聞いておらず、主機の異常を感じていなかった。</p> <p>本船は、機関修理業者が点検した結果、主機2番シリンダのクランクピン及び同軸受の焼付き、シリンダライナ及びピストンの焼損等が認められた。</p> <p>本船は、主機潤滑油の交換を平成28年5月ごろに行った後、本インシデントまでの主機運転時間が約600～700時間であった。</p>
分析	<p>本船は、主機2番シリンダのクランクピン及び同軸受が焼き付いたことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機2番シリンダのクランクピン等が焼き付いた状況については、明らかにすることができなかった。</p>

原因	本インシデントは、主機 2 番シリンダのクランクピン及び同軸受が焼き付いたため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
----	---